

教育厚生委員会 県内調査活動状況

1 日 時 令和8年2月9日(月)

2 出席委員(9名)

委員長	小沢 栄一				
副委員長	福井 太一				
委員	卯月 政人	渡辺 淳也	寺田 義彦	長澤 健	
	土橋 亨	浅川 力三	白壁 賢一		

3 欠席委員 なし

4 調査先及び調査内容

(1) 【山梨県立韮崎高等学校】スーパーサイエンスハイスクール(S S H)の取組について

○調査内容(主な質疑)

問) 説明にあった2ページ目の裏側、県としての今後の方向性というところで、理数系教育の推進に向けてS S H校と理数科設置校による研究協議会の実施を検討していくということだが、この研究協議会については教職員が主体となる協議会なのか、生徒の交流が含まれる協議会なのか。

答) 現在、本県にはS S H校と理数科設置校が申請校も含めて6校ある。本県には、山梨大学をはじめ、非常に多くの研究機関に加えて韮崎にある東京エレクトロンやファナックなど、世界を舞台に活躍している企業があるため、協議会については、各学校の教員、S S H担当者のほか、そういった企業等の方にも入ってもらいながら、あるべき理数系教育の方向性や世界に目を向けていくために必要な事項を協議していくことを考えている。

問) 甲府一高の探究科では、成果発表会といったことをしていたと記憶している。そこでは一高だけでなく、地元の中学生や笛吹高校などと交流があったと思うが、S S Hではそのような他校との交流の場は設定されていないのか。

答) S S H各校もそういった発表会を実施しており、地元の中学校や、ほかのS S H校に声をかけて、各校を呼んで発表会をしている。

なお、次年度から、山梨県全体でいろいろな探究活動を実施するため、その探究活動の発表会を現在計画しているところである。

問) それは楽しみである。お互いの刺激になり、とてもいいことである。

あと一点、高校授業料無償化に伴って、今回もそうであるが、公立高校の倍率が低下してき

ているという懸念がある。私立学校にどんどん流れていってしまう。特色ある公立高校の教育の仕組みについて、これからどのように考えていくのか。

答) これまで本県の県立高校については、各校において、例えば蕪崎高校のようにSSH校で特色を出したり、あるいは甲府一高のWWLのように各校の取組の中で連携体制を構築しながら頑張ってきたところである。

ただ、県全体を見たときに、普通科の高校、あるいは理数科を持つ高校、それから工業科、商業科、非常に多くの学科がある中で、オール山梨県立高校ということで、いろいろな学科の学びもそれぞれ共有できるように、例えば普通科の工業系に行く高校生が、進路が決まった後に甲府工業高校へ行って実際にものづくりを体験するというような連携体制を現在考えている。そのようにして、オール県立高校という形で、さらに魅力をアップしたいと考えているところである。

問) SSHの内容を聞いて、非常に特色ある授業をやっていると感じた。平成24年から実施しているということで、卒業生もかなり出てきている。こうした中で、15ページのSSHの成果として、「将来やりたいテーマに出会える」という記載がある。卒業生の中でここには大村博士のようにすごい卒業生もいるが、そういったSSHの授業を受けたことによって、さらに理数系にたけたところへ就職したといった経過があれば、お聞かせいただきたい。

答) 本校はまだ14年目ということで、一番上の生徒でも28歳である。大学、大学院、博士課程へ行って、大体まだそれぐらいの年代なので、その先にある研究所まではまだ行っていない状況である。

現在、卒業生に対し、どういった進路を選択し、どういったところへ就職しているかというデータベースを作成しようと考えているところだが、個人情報の関係もあり、なかなか調べられないのが現状である。

ただ、今後は、SSHを卒業した後、研究所へ勤めている、あるいは企業に勤めているといった生徒たちがまた学校へ来て講義をしてフィードバックしてもらうなど、よい形で循環していくようなことを考えている。今後、卒業生の活躍について、本校でも調べていきたいと考えている。

問) 蕪崎高校は本当に素晴らしい先輩が卒業しているというイメージがある。蕪崎高校の卒業生の今後の活躍に期待したいと思う。



※説明、質疑の後、韮崎高等学校施設内の視察を行った。

(2) 意見交換会

- ① 出席者 困難な問題を抱える女性を支援する団体等の方々
- ② 内容 「すべての女性が安心して暮らすことができる山梨県～困難な問題を抱える女性への支援について～」

○主な意見

問) 県営住宅の空いている部屋を借りるのに2か月ぐらいかかるとのことだが、なぜか。

答) 一般的に申し込む手続と同じ手順で窓口に行き、空いている団地を申し込むからである。

問) 年間何人ぐらいいて、1か月平均大体どれぐらいいるのか。その1.5倍など、ある程度想定できるのではないか。部屋を最初から借りておくということはできないのか。

本当は転貸は駄目だが、やはりこういう状況だとそういうことをしないと逃げるところがない。山梨県で住宅供給公社と賃貸借契約を結んで、想定される部屋数を最初から借りておくというのは、やってできないことはないのではないか。

規則などを変えなければならないということになるが、条例を変えるとなると議会を通さなければならないが、条例ではなく規則だから、中で全部変えられるようになっているので、そういうことをやるのも一つ。我々もできることがあればお手伝いしたい。

あと、市町村で女性相談支援員を設置しているところが2か所あるというお話をお聞きしたが、どこか。

答) 甲府市と富士吉田市である。

答) あらましの中にもあるように甲府市と富士吉田市である。これはかなり前からある。

問) これを見ると、富士吉田市は件数がそれほど多くないのでは。一番多いところは、やはり人口規模が多い甲府市。笛吹市も多くて、南都留郡も多い。多いところが頻度が高いという考え方をすると、そこに働きかけることが必要ではないかと考える。

答) 県に来る相談も、甲府市の方が一番多い。

答) 本県は変わっていて、最初に市町村ではなく、県の女性相談支援センターいきなり話が来る。そして一時保護になった場合、市へ紹介する。

問) 一番いいのは窓口がたくさんあって、そこからどこかに集中できるような形。

例えば、自殺対策の件は我々が条例をつくってやっているが、相談窓口からみんなを振り分

けるようになっていて、仕事から法律、医療、ケアまでを全部一連の流れでやっている。だから同じような形をつくれると、流れもいいのではないか。

皆さんが言われているのが、やはり資金的なものがすごく大変だと。だから、そういったところの比重をちょっと増やす。私、自殺対策基本法に関わっているのだが、自殺対策はなかなかお金がなかった。人の命は地球より重いのだが、でもそれ以上に予算化が難しかった。

それが今、国で基金事業に入れてくれている。年間40億円ぐらい。自分たちで事業をして実行する場合には、10分の10。100%国のお金。そういうものをつくってくれたので、山梨県も1億円ぐらいの自殺対策をつくれるようになった。

DVは女性とは限らないと言われたが、多分男性のほうが比率は高いと思う。その辺の道路を造ったりトンネルを造るよりこっちのほうが重要だと思うが、例えば国に対する要望について、どのようにしているか。

答) 女性相談支援員には全国規模の協議会があって、そこは現場の声を厚生労働省に上げていこうという場であったり、職能団体として研修して資質を高めようという協議会でもある。そこで集めた声を国に直接上げるということはあると思う。

問) そういう動きもつくっていったほうがいいのではないか。

答) かなり長くやっているのだが、難しい。また、法律のほうが先走っている。もう一つは、女性相談支援員の処遇改善である。他県もそうだが、専門職でありながら会計年度任用職員となっている。でも、ロビー活動での陳情などにより、少し改善される形にはなった。

問) 先ほど予算が一番重要だと言われたが、いろいろな問題を一つ一つ改善していかなければ、一遍に予算をどんとつけても、まだまだ予算以外でも仕組みもいろいろあると思う。

だから、そういうところをやっていくためには、やっぱりその地位を確保しながら、継続してできるような形にする。1年で契約して終わりです、次はどこか見つけてくださいと言われても困るので、そういったものをちゃんとつないでいくことが重要ではないか。

答) ただ、正規職員になってしまうと、ほとんど二、三年で異動があり、これもまた難しい。こちらの団体の皆様も何十年と活動しており、私たちもこれでちょうど10年と5年。長いからこそ分かってくる部分、見えてくる部分が、果たして3年の職員で分かるだろうかと思う。

問) これは公務員法の難しいところだが、エキスパート制度もあるので、エキスパートをつくっていくのも重要なところ。

いずれにしても問題だらけなので、魚骨方式ではないが、骨をつくって問題点を出しながら解決策をつくり、計画書をつくる。一番トップが知事で、その上に厚生労働大臣がいるから、そこへ持っていくような形を、今度は我々が後ろで支える。片や質問の中にも入れる。

ただ、1年に1回委員会が変わるため、このメンバーが3月から残らない。しかし、一般質問や代表質問の中には入れられると思う。また、同じ会派の中であれば、引き継いで質問をつくっていくということもできる。こうやって聞いていると、本当に難しい問題ばかりなので、

しっかり計画を立てたほうが良いと思う。

問) 社会福祉協議会の中には、どういう立場で入っているのか。

答) 社会福祉協議会には属していない。

問) 聞いていて難しい問題だとすごく思ったのが、まず皆さんの名前を内緒にしてくださいと言っていること。

先ほどお金が一番足りないという話があった。県福祉プラザの4階に腎臓病協議会の事務所があり、1階に山梨県視覚障害者福祉協会の事務所があり、私は両団体の顧問をしているのだが、「去年は商売をやっているもうかったから」と100万円を団体に寄附してくれた人がいる。メジャーになればそういう話も来ない。

私は、もう二十年以上、保護司をやっている。一番困るのが身元保証人がいない人たちで、刑務所から出てくるときに仕事もない、身元保証人もいないとなると、ただ追い出されてしまい、再犯となってしまう。

先ほど3,000円と言ったが、3,000円かかるというのは何か。

答) 年間1人3,000円の会費を頂いている。

問) 更生保護法人の場合は、厚生労働省が対象者の朝昼晩の食事代を出してくれる制度がある。働かないとお金が払えなくなるから、シェルターもあるが、更生保護法人の場合は、そういうところの面倒を見る。

建物が50年たち、古いため数年前に建替えをした。建替えのお金は全部本省で出してくれたが、テーブルやベッド、布団など備品が何にもなく、自分たちで用意しなければならず、我々があちこち飛び歩いて寄附金を集め、備品を用意した。

こういう活動があるよと言えると、自然に寄附金が集まるが、内緒にしておいてくださいという周知が難しい。説明を聞いたので理由は分かるが、その辺のところもやっていく必要があるだろう。

また、女性相談支援センターを所管している山梨県の福祉保健部が先頭に立って、今、委員が言ったような働きかけを国にしてもらおう。

話を聞いたところ、商売と違って何千万円、何億円が欲しいという話ではない。しかし、何十万、何百万とかかる事業ではあるのだから、何とかそういうところまで持っていけるよう認知してもらおうことがすごく大事だと思う。

例えば社会福祉協議会では、視覚障害者福祉協会など困っている人たちの面倒をまとめて見ている。今回こうして県議会との意見交換という機会であるので、何か知恵を出して、社会福祉協議会とも協力し合うような方法も大事だと思う。お金がないと何もできないというのもよく分かるから、ぜひこの機会に皆さんの活動がやりやすくなるようにお手伝いできたらと思う。

問) ちょっと関連で。税制優遇制度といったものは何かないのか。ふるさと納税の一部に入れられるようなものとか。それによって企業が寄附しやすくなる。他県で例がないか。

答) とてもよく分かるが、障害者や高齢者介護のサービスが必要な方や疾患がある方は目に見えて障害なり疾患なりが分かる場合があるが、DV被害者は、DVの認定をもらうわけではなく、もっと広く言えば、困難女性と言っても、その方々の抱えている困難は本当に複雑多岐にわたっており、何が困難なのかとなる。だから、そこがなかなか世間から理解されるのが難しい。

問) 困難が見える化されているわけではないから、なかなか難しい。

逆に言うと、そういうところに光を当てないと、絶対に解決できるものではない。ただ、先ほど言われるようにメジャーになるというのは、そういう細かいところを出すのではなく、こういう相談窓口がちゃんとした組織としてあるということをもっと表に出すという意味だと思う。

こういうものをしていくと、皆さんが意識を持ってきてDV被害も少なくなるだろうし、そういったものに、年末だけでもいいから、後援会やボランティアなど、そこでの参加費を幾らかでも頂けるとか、それが寄附になるのか分からないが、そういうところで少しずつでもお金を集める。その一方で、行政に働きかけて、こういったものの施設の設置や活用などを促していくということ。

答) 例えば、ウィングスという団体で、パープルリボンやDVの被害、それからDVとは何かということを皆さんに知ってもらうための街頭活動をやっており、グッズも売ったりしている。だが、それだけではもちろん賄いきれないし、DV被害者の方はDVと認知していいのか御自身が分かっている場合がほとんどなので、発信できるかどうかというところがとても難しい。

問) だから、そういう活動をもっと表に出して、例えば、リボンを売ったり、センターの人たちにデザインしてもらってハンカチを売ったり、その収益の一部をメジャー対策にも使う。誰がDVを受けているとかではなく、こういう対策をしているということをもっとメジャーにする。手段もいっぱいある。行政に働きかけるときには、我々も一緒になって働きかけることを積極的にやっていく。

そういうことをもっと積極的に活動していくということが、本当に手弁当でボランティアでやっていただいている皆さんに報いるということになる。県の出先でやっていることの実績も出てくる。山梨県にいとDVも少ないし、幸せに暮らせるんだということが、今度は表に出てくると、もっといい。しかし、言うのは簡単だが、なかなか難しい。

答) 今の御発言で、一番安全な形で活動をしていただくという意味で言えば、小・中・高校の皆さんに包括的な性教育の活動を幅広くお話をしていくのが、外側に向けては一番大きい。私たち自身の身も安全に守れる。皆さん、結婚するときは大事な夫、大事な妻として結婚していたはず。でもどこからか勘違いして、知らなかったがためにお互いに傷つけてしまって、DVという形になってしまう。でも愛情の表現というのはそうではないということをもっと小さなときに知っていたら、きっとそんな悲しい結末にはならなかったのだろうと思う。

だから、先ほどからおっしゃってくださるように、活動をよく知っていただけるような形を

つくったらどうかという御発言に対しては、できれば山梨県全体の小・中・高校もしくは保育園、なるべく早い時期から教育の場での活動が認められたら、こういう活動があることを皆さんに公平に知っていただけたらと思う。

答) 私どもは、20年前から出前講座という名前で、要請があれば市町村にも出かけ、小さければ小さいなりに、大きければ大きいなりの話し方をして啓蒙運動をしている。ただ、二十数年前に設立するとき、県警の安全課の課長から、ストーカーがすごく危ないから、名前や顔を出さな、それから事務所も持つなということを指導された。それに従って、私どもは事務所も持っていない。手紙などは郵便局の私書箱に来るように手続している。

ストーカーは、きっと皆さんの御想像の範囲外だと思うぐらいにしつこく、メールだと1日に五十、百回は当たり前のこと。それから、今は多分スマホにGPSがついているので、どこにいるかとすぐ分かってしまう。

だから、私たちは最初はDV被害者からスマホもお預かりし、全部切っておいた。でも、それだと学校にも行けない、幼稚園にも行けないと言われる。また、同時に離婚して仕事を持っているお母さんは、一旦そこで切れて新しい仕事場に行くということがなかなか難しい。だから、私ども民間のセンターは、仕事を継続したいという場合に仕事に行くこともオーケーになっている。もちろん子供も学校に行くことができる。ただし居場所であるシェルターを教えなさいとということで、今も所轄にはほとんど教えていない。警察から要請があっても、私どもが迎えに行き連れてくるという形をとっている。

甲府署の安全課の方たちも、私たちのシェルターがどこにあるか存じていない。それぐらい、ある程度秘密にしないと、今度は私どもの二次被害に続いていく。確かに宣伝をすることはとてもいいことだと思うが、私たち相談員が顔を出すということは、それぐらい危ないこと。相手の人が全部いい人たちとは限らず、ヤクザもいる。そういう人たちから逃げてくる被害者と、携わる私たちの身の安全が保障できるかというのが一番の問題。そのことを理解していただきたい。

それと、民間では全国シェルターネット会議というものがある。そこでいろいろな話を集め、国会にも要望書みたいな形で文書を出している。

問) 厚生労働省に出しているのか。

答) そうである。

問) 県執行部に対して予算的な要望は出しているのか。例えば、これからこういうことをやる、ああいうことをやるには予算がこれぐらいかかるというのを、ちゃんと出すとよいと思う。まずお金がないとなかなか難しいし、今言われるように警察との連携もあるだろうし、教育委員会との連携も重要。今回のこのメンバーはこの2月の定例会で終わってしまうので、議事録をちゃんと起こしといて、申し送りをしておきたい。

問) やはり、直接現場の皆さんにお話を聞くのが本当に重要だと思う。

ちょうど昨年、匿名だが、DVで、夫が警察に逮捕されたタイミングで逃げてきたという案

件を御相談いただき、市と県でいろいろ話を聞いた。そのときは、市も県も、どことは言えないが、県営団地・市営団地にシェルターや民間のマンションも複数確保しているということだった。警察案件だったからかもしれないが、その方も実際1週間もたたずに住居だけは早かったのだが、その辺は実際どうなのか。そんな事例はないのか。

答) 聞いていない。

問) 県も市も確保だけではできると。ただ、問題は、その被害女性はすぐに移れたが、子供の保育園の移動は県ではなく市が所管している。警察から連絡が来たら子供も含めてさっと逃げられるような体制づくりを県もというようなことを、ちょうど半年前にやり取りしたのだが、今の話を聞いていると、その辺は反映あまりされていないようである。

答) 住宅にすぐに移れるということについては初めてだが、子供も含め、いろいろな手続は、うちの証明書で、迅速にすぐに書類を出す。

問) シェルターを確保していると市も県も言っていたが、それはこの一時保護所のことを言っているのか。

答) 一時保護所はある。

問) それは、県営団地などか。

答) こちらの団体も私たちも、場所は言えないがシェルターは持っている。2週間いられる。

答) 私たちも大体同じである。

問) なぜシェルターの話になったかという、結局お子さんが入れる保育所が、やはりシェルターのそばではなかったから、そこを配慮して、シェルターのそばの保育所に入れてほしいといった案件だったからである。

答) ただ、シェルターから保育所に通うということはない。シェルターに入ったら2週間以上、次の住居が決まるまでは出ることができない。

答) 通勤・通学ができない。

問) 子供もそうなのか。

答) 子供もそうである。夫の追跡などが激しいためである。

問) そのシェルターとは別に、すぐに紹介できる物件を用意して、何か所か押さえておいていま

すという話なのか。

答) そういうものはない。

問) そういうものがあるとよいと思う。

問) 女性支援新法が成立した当初、やはり皆さんの団体でも、また困難な女性の支援を行っている様々な団体の皆様でも、非常に期待感を持っていた。しかし、蓋を開けてみると、財政面を含めてなかなか改善に向かっていないという現状がある。

ただ、その中でも、かもしかのホットラインでLINEを通じて相談ができる仕組みが構築されたということは、微々たるものかもしれないけれども、一つの前進だったと思う。

気になるのは、女性相談支援員の数が足りないのではないかということ。甲府市や富士吉田市も配置をしているが、年間2,000件を超える相談がある中で、足りている状況なのか。

答) 足りているかどうかは分からないが、相談をさばいてはいる状況である。

現在は努力義務なので、県のスーパーバイザーのような方が動いて、各市町村に設置をお願いして歩いているが、市町村任せであるため、置いていただけるかどうかは分からないのが現状。

言い方は悪いが、技量については市町村の相談員にも差がある。決して私たちが何でも知っていて、技量がそろっているかどうかは分からないが、さばき切らなければならないということでやっている。

問) その上で、やっぱり相談員の質と量を確保していく必要性は、おそらく十分認識されているわけだから、県に予算取りをするときにも、皆さんの立場から、例えば支援員を増やしてほしいとか、研修体制を充実してほしいというようなことは上げているのか。

答) 相談員の予算については、承知していない。

問) 条例化するのが一番楽である。条例化すると義務が出てくるから、予算化しなければならない。

答) 現場から条例化してほしいと言えいいのか。

問) 議員発議である。議員発議で条例化すると、当然のごとくやらなければならない。やるためには予算をつけなければならないとなるから。だから、県の職員は条例化には慎重である。予算をつけなければならない。一番簡単なのは条例化すること。

答) そこはお願いしたい。

問) 非常に難しい問題だと思うが、一番多いのはやはり配偶者の暴力や、ストーカーだと思う。

皆さんが一生懸命こうやって解決しようと、シェルターの話も伺っているが、その先の一番最終的な解決の部分として、引き離すところまでやって、その後はどうしていくのか。

離婚しない人が8割、離婚する人が2割いる。その2割の人たちが、その先どうしているのか。8割の人たちは離婚しないが、どうしているのか。そこまでを含めて解決しないと、この問題がいつまでも解決とはならないと思うが、いかがか。

答) シェルターの中では離婚できない。私どもは、民間被害者支援団体なので、民間であるという特徴を生かしながら、シェルターを出た後、離婚する人に弁護士を紹介したり、長い人とは関わって10年ぐらい継続支援をしている人もいる。外国籍の人もいる。私たちはその人が、身も心も一人ぼっちにならないよう、できるだけフォローしていかなければいけないと思っている。だから、シェルターを出た後、それでおしまいということはない。

問) 非常に大変な取組だと思うので、何とか支援をしなければと思う。先ほどからもいろいろな意見が出ていて、何とか県としても力になれるようサポートしていきたいと思うので、ぜひこれからも頑張ってもらいたい。

答) よろしくお願ひしたい。

問) その後のフォローについてはいかがか。

答) 私たちは、被害者を追いかけるということにはできないが、私たちのところを出た後、安心、安全な場所までは見届ける。その後、10年後ぐらいに被害者から電話をもらい、「ああ、元気でしたか」ということもある。

ただ、またもしかしたら加害者の元へ戻ってしまっている場合もあるので、こちらからの電話接触ということは全くできない。



※ 意見交換会の様子